

香川県建築物木材利用促進協定実施要領

(趣旨)

第1 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第15条の規定に基づき、事業者等（以下「実施主体」という。）が建築主である建築物における木材の利用に関する構想その他の実施主体による建築物における木材の利用の促進に関する構想（以下「建築物木材利用構想」という。）を定める場合、県と当該建築物木材利用構想の達成に資するための協定（以下「協定」という。）を締結するのに必要な事項を定める。

(構想の内容等)

第2 実施主体の建築物木材利用構想は、法及び「香川県建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針（平成24年3月30日施行）」（以下「方針」という。）に即し、香川県を対象区域として木材の利用を促進するものとする。

(協定締結に係る申入れ)

第3 協定を締結しようとする実施主体は、別記様式第1号により県に申入書を提出するものとし、下記に掲げる書類を申入書に添付しなければならない。

- (1) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号別紙）
- (2) 実施主体が法人の場合は定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

(3) その他必要と認められる書類

2 前項の実施主体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一定の目的を持って継続的に事業活動を行う事業者又は事業者団体
- (2) 国内外の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者及び反社会勢力又はこれに類似する者でないこと。

3 第1項に規定する申入書の提出にあたっては、県に事前に相談するものとする。

(協定締結の判断基準)

第4 県は実施主体から前条の第1項により協定締結の申入れがあった場合は、次の各号に掲げる要件に照らして適当か確認し、締結の適否について判断するものとする。

- (1) 法の目的及び方針の実現に資する取組みであること。
- (2) 各種法令に違反しないこと。
- (3) 県内での取組みである又は県内を含む取組みであること。
- (4) 原則として複数の市町にまたがる区域における取組みであること
- (5) その他必要と認められる事項

2 県は、前項により判断した結果を実施主体に通知するとともに、申入れに応じる場合にあっては、第5により協定を締結する。

(協定の内容等)

第5 協定は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

- (1) 協定の目的
- (2) 実施主体の建築物木材利用構想
- (3) 別表に掲げる内容のいずれかを含む構想の達成に向けた取組みの内容
- (4) 構想の対象区域
- (5) 協定の有効期間
- (6) その他必要と認められる事項

2 協定は、県と実施主体で締結するものとする。ただし、構想の達成に向けた取組みにおいて、複数の実施主体が連携する必要がある場合は、3者以上で協定を締結することができるものとする。

(協定の変更)

第6 実施主体は、協定の内容を変更する場合は、別記様式第2号により県に協定変更届を提出しなければならない。

2 県は、前項により協定変更届の提出があった場合には、その内容を精査し、変更の可否について判断するものとする。

3 県は、前項の規定により判断した結果を実施主体に通知するとともに、協定の変更が妥当と認められる場合は、変更協定を締結するものとする。

(協定の更新)

第7 実施主体は、協定有効期間満了後も協定を継続する場合は、別記様式第3号により県に協定更新届を提出しなければならない。

2 県は、前項により協定更新届の提出があった場合には、その内容を精査し、更新の可否について判断するものとする。

2 県は、前項の規定により判断した結果を実施主体に通知するとともに、協定の更新が妥当と認められる場合は、変更協定を締結するものとする。

(実施状況等報告)

第8 実施主体は、県が求めた場合、構想の達成に向けた取組みの実施状況の報告に協力するものとする。

(活動支援及び広報活動)

第9 県は、協定を締結した場合は、協定に定められた取組みを促進するため、実施主体に活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報を提供するように努めるものとする。

2 県は、協定の締結内容等の情報発信に努めるものとする。

(事情変更による協定の取り消し等)

第10 県は、協定を締結した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、協定の取り消し、又はその協定の内容を変更することができる。ただし、既に経過した期間にかかる部分については、この限りでない。

- 2 県は、前項により協定を取り消し、又はその協定の内容を変更したときは、速やかに公表するものとする。

附則

この要領は、令和5年9月26日から施行する。

別表

構想の達成に向けた取組みの内容

取組内容	実施状況報告において報告する数値等
建築物の木造化・木質化	件数、木材使用量（炭素貯蔵量）
安定した木材需給体制の構築	構築状況
講習会等の開催	対象、実施回数
普及・啓発活動	対象、実施回数、等